

2003 年度計画

2003 年 10 月 2 日

独立行政法人日本貿易振興機構

目 次

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
(1) 一般管理費の効率化	1
(2) 事業実施における費用対効果の向上	1
(3) 組織の見直し	1
(4) 情報化	2
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動	3
① 対日直接投資の促進	3
② 中小企業等の輸出支援	5
③ 対日アクセスの円滑化	8
④ 地域の国際化による地域経済活性化の支援	13
(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動	15
① 海外経済情報の収集・調査・提供	15
② 海外への情報発信	20
③ 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援	22
(3) 開発途上国経済研究活動	24
① 開発途上国に関する調査研究	24
② 開発途上国に関する資料収集・情報提供	27
③ 開発途上国に関する研究交流・人材育成	28
(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携	29
3. 予算、収支計画及び資金計画	29
4. 短期借入金の限度額	29
5. 重要な財産の譲渡・担保計画	30
6. 剰余金の使途	30
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	30

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営の効率化

1) 一般管理費（退職手当及び独法化準備経費を除く。）について、人件費や物件費の抑制により、平成14年度比で下期で約1.5%（平年度ベースで約3%）の効率化を図る。（平成15年度の人件費は下期のもの、物件費は通年度分の1/2。）

また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期計画「中期目標の期間の最後の事業年度において、これに対応する特殊法人（平成14年度）時の補助金等を充当して行う事業費に比して3.5%の効率化を図る。この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。なお、退職手当は効率化の対象としない。」を踏まえ効率化を図るものとする。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

1) 事業及び業務の実施にあたっては、担当する職員の目標の明確化による目標管理制度を導入し、プロセス管理の徹底及び各事業の成果達成を図る。

2) 質的な評価が中心となる開発途上国経済研究事業については、外部専門家による厳格な評価制度を構築する。

3) サービスの受益者負担内容を確定し、実行に移す。具体的には、個別企業の要望に応じたサービス提供を充実させるため、有料サービスを含むサービスメニューの多様化を図る。また、ジェトロ・メンバーズ制度については、電子版「通商弘報」を中核メニューとする新制度に移行することとし、料金等の詳細について検討する。

4) 受益者負担拡大のための職員への意識改革を引き続き実施する。

5) 機構の事業をより効率的に実施するために、平成15年度中に事業を実施する主要な国の戦略を策定する。

(3) 組織の見直し

1) 本部組織について、顧客にとっての利便性、事業の効率的実施、職員の専門的知見蓄積の3つの視点及び事業目的に対応した組織の構築の観点から、10月1日に組織改革を実施し、円滑な

移行に努める。

- 2) 本部における管理業務について、組織の簡素化及び業務フローの効率化の観点から見直しを行うとともに、見直し後の円滑な運営に努める。
- 3) アジア経済研究所については、研究課題への柔軟な対応および研究情報の共有化を図るため研究組織をテーマ・地域別にグループ化して再編し、事業・管理部門については業務の再編を行い、業務の効率化と業務量の偏在を解消する。
- 4) 海外ネットワークについて、事務所の配置、人員配置を適切に行うための基準・評価指標を確定するとともに、基準に従った中国等重点国への事務所の配置・人員配置のスケジュールを策定し、順次実施する。
- 5) 海外事務所のナショナルスタッフ人事制度の確立に向け、権限を委譲できる業務の特定、人材像の確立、並びにナショナルスタッフ登用の際の課題の洗い出し等必要な検討及び議論を進める。
- 6) 国内ネットワークについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図る。

(4) 情報化

1) 顧客への情報提供（フロントオフィス）分野での効率化

イ 機構のデータベース情報の利用状況を把握・分析（ログ解析）し得るシステムを確保しつつ、利用者の利便性を向上させるため、各サイトの改修時等に順次ログインの統一化を進める。

ロ セキュリティー向上のため、海外事務所が独自に開設しているウェブサイトの本部サイトへの一元化を進める。

2) 業務執行上の処理手続き（バックオフィス）分野での効率化

イ 平成14年度に導入された「顧客管理システム」について、登録及び利用の拡大を進めるとともに、業務の効率化推進及びセキュリティーの観点から円滑な運用に努める。

ロ メールマガジンや業務案内等の電子メール配信の簡易化を図るとともに、メール配信を望まない顧客への配信停止を徹底するためのメール配信管理システムを導入する。

ハ アジア経済研究所においては、平成15年度より運用を開始した現地調査管理システム（現地調査に関する起案、日誌・報告書作成）により作業の効率化（企業訪問の調整も含む）と関連情報の共有を推進する。

3) 経営管理情報の収集・情報共有化（ミドルオフィス）分野での効率化

イ ナレッジマネジメントとして、業務の実施に伴い蓄積される広汎な知識、経験、情報等をテーマ別（例えば対日投資、展示）に共有化を図ることを検討し、顧客ニーズへの対応能力引き上げを目指す。

ロ 予算の執行状況やプログラム活動の進捗状況等、経営の状況について組織的に管理できる体制を構築するための経営情報管理システムの開発・導入について検討を行う。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

各分野別の実施方針は下記のとおり。なお、本計画に記載のない活動であっても、当該活動の目的、緊急性、予算状況等を踏まえ必要なものは、機動的、弾力的に取り組むものとする。

(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

① 対日直接投資の促進

1) 我が国政府の公約「5年後には日本への投資残高を倍増」（平成15年1月）を踏まえ、より多くの外国企業を日本に誘致することを目指して、本部・海外・国内のネットワークを活かした対日直接投資誘致促進活動を実施する。これにより、対日投資案件発掘件数を平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で1,000件程度とする。（平成14年度実績 年間約300件）。

2) 政府の対日投資会議報告（平成15年3月）において、機構は、我が国産業・市場情報、具体的な立地関連情報、教育・医療等の生活環境情報に加え、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立等に係わる各種の行政手続きの情報を含む、一元的な情報提供窓口となることとされた。機構本部は、平成15年5月に設置された「対日投資・ビジネスサポートセンター」における一元的な情報提供に加えて、海外事務所等が発掘した対日投資有望案件を実際の投資に結びつけるため、同センター職員の増強や専門家（各産業分野、法務、税務、社会保険等）の配置による相談等案件支援体制を整備し、個々の案件への対応を強化する。また、各省庁に設置されている「対日投資総合窓口」や地方自治体の投資誘致担当部局との密接な連携を図る。

その際、対日投資有望案件として海外から本部に送られるものの中には製品・技術の日本市場参入のための支援を機構に求める案件も多く含まれている一方、「2. (1) ③対日アクセス」の案件が最終的に対日投資につながるケースもある。このため、同センターでは、個別案件処理の業務フロー、提供サービスの内容、スキームを一体化し、対日投資と対日アクセスの案件に一元的に対応することとする。支援にあたっては、各案件の対応方針を決める「案件審査」を事前に行い、対日投資に固有のサービス（例えば、市場参入に関する許認可制度の照会や行政手続き、事務所スペースの確保、労働市場に関する照会）に加え、商品・技術の市場可能性調査等については投資の前段階に位置付けられるマーケットエントリーへの支援を含めた総合的な対日投資支援とする。ただし、個別具体的な営業支援の範疇に属するものについては外部の専門業者の紹介にとどめる等、ジェトロの人的・財政的負担が極端に増大しないよう配慮する。また、諸外国の対日投資有望企業により組織されたミッションの日本での活動も支援する。

(具体的支援ツール)

- ・ワンストップセンター運営
- ・対日直接投資誘致促進ミッション受入れ

3) 海外においては北米、欧州、アジアの3地域での対日投資促進重点事務所（ニューヨーク、サンフランシスコ、シカゴ、トロント、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、上海）を中心に支援プログラムを組んで積極的に対日投資有望案件の発掘を強化する。具体的には、平成15年度上半期に大幅に増員した海外で雇用する対日投資アドバイザー（平成14年度15名⇒平成15年度28名）を積極的に活用するとともに、関心企業調査、セミナー等による日本市場への関心の醸成や、職員（駐在員）や各国に配置された長期専門家による個別企業訪問による対日投資勧誘を行い、本部での案件支援につなげる。北米においては特にハイテク分野の案件発掘に重点を置く。

(具体的プログラム)

- ・北米ハイテク等対日直接投資誘致促進プログラム
- ・欧州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・アジア・大洋州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・地域・産業横断的対日直接投資誘致促進プログラム

4) 海外での案件発掘を支援するため、対日投資を歓迎する我が国の方針などを積極的に発信するとともに、本部において我が国の投資誘致可能性（他国との比較優位点）、対日投資有望産業に関する市場状況や、既進出外資系企業の現状・問題点、進出事例の具体的なケーススタディー、我が国投資環境の改善すべき点や我が国への投資メリット等に関する情報を調査し、国内の産業集積地域や構造改革特区情報と併せて、セミナー、ニューズレター、ウェブサイト「Invest Japan」、 「Market Information (Japanese Market Report)」等を通じて国内外に発信する。また、各国大使館等への働きかけ等を行う。また、様々な形態の対日投資の可能性を検討し、包括的な誘致を進めるため、平成15年度は外資によるM&Aの実態を調査する。

(具体的支援ツール)

- ・対日直接投資誘致促進調査
- ・対日直接投資誘致促進PR強化
- ・対日直接投資誘致促進M&A支援

5) 外国企業の対日投資を進めるため、国内において外国企業の受入れの必要性についての認識を一層深める必要がある。この観点から、政府や民間企業・団体、在日外国商工会議所等と協力して外国企業誘致の必要性、外資系企業の日本経済への貢献事例、役割等の調査に基づく啓蒙活動や、地方自治体の誘致戦略策定のための研究会開催支援、自治体投資誘致担当者の育成支援、各地域の投資環境改善提言等を行う。

また、経済産業省からの受託事業（先進的対内直接投資推進事業、電源地域対日投資促進事業）を実施し、外国企業誘致に積極的な地方自治体・地域団体との連携を大幅に強化する。

（具体的支援ツール）

- ・国内地域における外資誘致支援
- ・先進的対内直接投資推進事業

6) 機構は、平成14年度、「対日投資促進民間フォーラム」の提言とりまとめで積極的役割を果たした。また、政府対日投資会議でもこれまでの経験に根ざした施策の見直し等を提案した。これらを踏まえ、平成15年度は、外資誘致を主眼とする対日アクセスの促進を目指した調査を行なう。

調査の内容については、経済産業省、内閣府等政府関係機関への説明を積極的に行うとともに、ウェブサイト、出版物等の媒体や講演会等を通じて広く公表する。

これらの事業を通じて、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

②中小企業等の輸出支援

1) 輸出意欲の高い中堅・中小企業が新たな輸出取引を実現することを目指して輸出促進活動を実施する。平成15年度においては、各種業界団体、経済産業省、地方自治体等との意見交換を踏まえ、業界・企業の輸出意欲が高い分野や、輸出競争力があると見込まれるもののこれまで積極的な取り組みがなされていない分野として次の6つの分野を取り上げる。

「機械・部品」： 我が国の「ものづくり」技術力の根幹を支えてきた製品・部品の分野。この分野の中堅・中小企業等の多くは、これまで系列構造の下にあったこともあり、必ずしも海外で十分認知されていない。今後、例えば、電気・電子機械分野の親企業が海外に拠点を移す中で、自らの技術を生かし、海外ビジネス展開に取組む中堅・中小企業を支援

- 「繊維」： 中国等からの輸入で大きな打撃を受けているが、例えば、品質、デザイン、アイデアによって世界の著名な展示会でグランプリの栄誉を得た輸出意欲の高いタオル業者も出てきている。小泉総理の施政方針演説（平成15年2月）でも取り上げられた、この「潜在力を活かした挑戦」を支援
- 「地域伝統産品」： 各地域の「匠の技」を活かした、優れた製品の輸出を支援
- 「食品」： 長年培われた日本の魅力ある食品の輸出への取組みを支援
- 「ITソフト・コンテンツ」： 我が国先端技術あるいは知的財産の分野の積極的海外マーケティングを支援
- 「環境・医療・福祉」： 21世紀型の新たな分野の海外ビジネス展開支援

具体的ツールとしては、海外展示会への出展支援を中心に国内外での輸出可能性（マーケティング等）調査、輸出先重点地域（海外）に我が国中堅中小企業と諸外国の輸入有望企業とのマッチングを支援する「コーディネーター」の配置、海外市場への売り込みミッションの派遣支援を組み合わせていく。また、開発途上国製品の対日アクセス支援のツールとして開発された「仮想見本市（ウェブサイト「J-messe」のコンテンツ）」について、これを輸出促進のツールとしても活用することについてコスト面からの検討を行う。

イ 機械・部品分野においては、東京都大田区、埼玉県川口市、大阪府東大阪市等特定地域に産業が集積しており、金型や航空機部品等「日本のオンリーワン企業」となっている中小企業が数多く存在している。これらのうち海外でのビジネス展開に意欲を示す企業を中心に、展示会への出展を支援していく。

（具体的プログラム）

- ・ 機械・部品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ロ 繊維分野においては、国内において輸入が急増している中、日本ニット工業組合連合会、アパレル産業協会等の全国団体や、四国タオル工業組合等地場の産地・団体が中心となって欧米市場の展示会等を通じて海外ビジネスに乗り出そうとしている。さらに、日本化学繊維協会では中国における非衣料分野の市場開拓に意欲を見せているほか、日本の繊維団体、企業が今年初めて「オールジャパン」として中国への進出を図っている。これら輸出意欲の高い業界団体等を支援するため、米国、欧州、中国を重点市場と位置付けマーケティング調査を実施するとともにコーディネーターを配置し、品質、デザイン、アイデア等のすぐれた高付加価値繊維製品を「ジャパン・クオリティー」、「ジャパン・ブランド」としてイメージ創りの支援も行っていく。

（具体的プログラム）

- ・ 繊維分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ハ 地域伝統産品分野については、各地域における長い歴史と「匠の技」と称される技術の蓄積を有しているが、その多くはこれまで国内マーケットを中心に展開していた。近年は安価な輸

入代替品との競争に勝ち残るために、その技術を活かして様々な分野に事業展開を行っており、この中には海外の市場でも高い競争力を持つと見込まれるものがある。そこで、「匠の技」を活かした「もの作り」を行う伝統製品のうち、秋田の漆器、岐阜の陶磁器等海外ビジネス意欲の高い産地に重点を置き、マーケティング調査や海外での展示会への出展、商談会を通じて支援していく。

(具体的プログラム)

・ 伝統産品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ニ食品分野については、海外で日本食品への関心が高まっており、我が国食品業界も海外ビジネス展開に積極的に取り組みつつある。そこで、マーケティング調査と専門家派遣による輸出有望品目の洗い出しや具体的な成約に結びつける展示会への出展支援等を行っていく。特に、東アジアへのコメ、果実等の第一次産品の輸出を促進するため、「日本食品等海外市場開拓委員会」を設置し、輸出戦略策定の基礎とすべく、輸出先国の関連制度の調査及び品目ごとの市場調査を実施する。また、農林水産省からの受託事業（農林水産物貿易円滑化事業）も実施する。

(具体的プログラム)

・ 食品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ホITソフト・コンテンツ分野においては、アニメやコンピュータゲームソフトを中心に海外進出が盛んであり、国際競争力が高い。しかしながら、未だ模倣品等知的財産権保護上の問題等があるため業界全体としては海外進出に積極的に取り組んでいない。そこで、コンテンツの不正利用防止、海賊版被害や知的財産権侵害事例、法制度整備・運用実態調査を行い情報提供するとともに、海外での主要な展示会への出展を支援していく。対象市場としては米国、欧州、中国に重点を置く。

(具体的プログラム)

・ ITソフト・コンテンツ分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

へ環境、医療・福祉の分野においては、地球環境問題の高まりや世界的高齢化社会の進展に伴い世界レベルでの需要増が見込まれる中、我が国でも21世紀型ビジネスとして、大企業だけでなく、中堅・中小企業も従来から自社で開発してきた技術を活かしビジネス展開を進め、輸出可能性を高めている。そこで環境分野では平成15年度においてはまず国内の輸出関心企業を洗い出すとともに、米国におけるマーケティング調査を行う。また、医療・福祉分野では、欧州へのコーディネーターの配置、展示会での出展支援を行う。

(具体的プログラム)

・ 環境・医療・福祉分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

これらにより、輸出商談件数を平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で8、000件程度とする（平成14年度実績 年間約5、000件）。

- 2) 我が国の新規産業創出のため、ITやバイオ等ハイテク分野の我が国企業が海外での事業展開を実現することを目指してベンチャー企業支援を行う。平成15年度においても引き続き米国に重点を置き、米国のサンノゼ、シカゴ、ワシントンの3カ所において運営しているベンチャーインキュベーションスペースや販路開拓リテイナー等を活用し情報提供による個別企業へのビジネス展開支援を行うとともに、海外において展示会への出展、商談会を開催し具体的な成果に繋げていく。

(具体的プログラム)

・ハイテク産業対米販路開拓支援プログラム

- 3) 本部、国内事務所で発掘した輸出有望案件を成約に結びつけるため、個別の案件処理に重点を置く。案件の処理にあたっては、我が国企業から求められるサービス内容に応じた案件処理のメニューを作成する。メニュー作成に際しては、一般的な制度・許認可・規制概況等の基礎的な情報提供や普及啓蒙のための情報提供（セミナー等）は無料を原則とする一方、専門性の高い個別コンサルティングや海外出張の際のサポート支援等個別的な支援は有料化する等、提供サービスの程度により有料・無料を明確に区別する。
- 4) 国内インキュベータの質的向上のため、ベンチャー企業の起業化を包括的に支援するインキュベータ・マネージャーの米国での研修を引き続き実施する。実施にあたっては、参加者の受益者負担を高める。さらに経済産業省から受託した「技術経営（MOT）プログラム等開発公募事業」を実施し、米国大学等とも連携の上、技術経営カリキュラムを策定し、国内TL0マネージャー、アントレプレナー等ベンチャー関連人材の育成を行う。
- 5) 上記の他、我が国企業が参画可能な円借款案件の発掘・形成のための開発途上国における地域環境保全対策等についての実現可能性調査（地球環境F/S調査）、我が国企業の産油国市場開拓を促進するため産油国における展示会への参加・単独展の開催（産油国協力展示事業）、個別プロジェクトに関する実現可能性調査（石油F/S調査）、産油国への技術移転等を促進するため技術・ノウハウをモデル的に設置・導入する事業（産油国モデル事業）等を行う。

これらの事業を通じて、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

③対日アクセスの円滑化

- 1) 海外からの製品・技術の導入による我が国産業の国際競争力の強化が期待される分野を対象に、海外の技術や製品の導入・調達が進むことを目指して対日アクセス支援を行う。

2) 対日投資と対日アクセスの案件処理を一体化する。(2 (1) ① 2) 参照)。

(具体的支援ツール)

・ワンストップセンター運営(再掲)

3) 先進技術に関する対日アクセス支援については、高い技術力を持ちながら我が国に知られていない企業とのビジネスマッチングを行うため、国内での商談会を開催する。これに加え、環境分野については、有力展示会に参加してジェットロゾンを構成する。

(具体的プログラム)

・ハイテク等技術導入支援プログラム

・先進国環境技術導入支援プログラム

4) 我が国製造業及び進出日系製造業の部品・部材の最適調達に対する支援を行うため、中国及び中東欧地域において展示商談会(逆見本市)を開催する。また、欧州進出日系企業との取引拡大のためのセミナーを欧州及びロシアCISで開催する。

(具体的プログラム)

・中国部品調達支援プログラム

・在欧日系企業東西連携支援プログラム

・在欧日系企業のロシア・欧州CIS市場新規ビジネス開拓支援プログラム

5) 欧米等からの自動車・部品の対日アクセスについては、輸入車ディーラーの全国展開が進んでいる現状に鑑み、大都市での輸入車ショーは実施せず、輸入車の普及が進んでいない地方都市で開催する。自動車部品を取り扱う外国企業との商談のため、国内における部品(用品)見本市を開催し、また自動車部品業界のミッション受入れ・派遣を実施する。また、東京、名古屋、大阪に設置している「輸入車ショールーム」についても、各地域の状況を踏まえつつ廃止の方向で検討する。

(具体的プログラム)

・欧米等自動車・部品普及促進プログラム

6) 諸外国からの輸入住宅の対日アクセスについては、これまでの活動の成果により市場において認知を得、機構による住宅展示場の運営は役割を果たしたものと判断し、順次廃止することとし、平成15年度においては福岡と仙台の輸入住宅展示場を廃止する。一方、「輸入住宅部材」については、リフォーム、健康志向住宅、バリアフリー等に対する関心が高まっていることから、平成15年度は引き続き「輸入住宅部材センター」を中心に普及を図る。

(具体的プログラム)

・輸入住宅・部材分野対日アクセス支援プログラム

7) 欧米等を中心とした「輸入消費財」の対日アクセスについては、これまでの活動の成果により輸入消費財を取り扱う専門商店の増加、あるいはインターネット・ショッピングの発達により、

広く国内に普及したため、輸入消費財の普及に特化して地方に設置してきた地域輸入促進センター（ISQ：札幌、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、香川、福岡）は2003年9月末をもって閉鎖する。

（具体的プログラム）

・輸入消費財対日アクセス支援プログラム

8) 対日アクセス・ナショナル・キャンペーンを実施している諸外国政府・大使館等の要請を踏まえ、諸外国からのミッション受入れや展示商談会への協力を行う。

（具体的プログラム）

・先進国有望ビジネス対日アクセス支援プログラム

9) 外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力（日本語で商談等を円滑に行える能力）を客観的に評価する「ビジネス日本語能力テスト」を新たなテスト形式（点数性）のもと、国内外31都市にて実施する。また、中期計画で定めた受験申込者数を確保するため、聴読解テスト（JLRT）問題作成ラインの強化や効率的な試験の実施方法を模索していく。併せて、優秀な外国人材の活用を検討している企業への積極的な広報を引き続いて展開する。さらに、オーラルテスト（JOCT）受験資格者増に対応した実施方法の見直し（実施可能なものの実行を含む。）を行なう。

10) 外国人インターン生（企業内研修生）受入れを希望する我が国企業と外国人大学生等とのマッチングを行う。さらに、対象国はこれまでの北米、欧州等先進国に加え、IT分野等で優秀な人材を擁するアジアも対象国とし、具体的な提携大学の発掘に着手する。

11) 途上国における対外貿易等の振興を目指し、途上国の貿易振興関連機関等の企画・立案担当者を招へいし研修を行う。特にロシアについては、「橋本プラン」の枠組みの下、政策立案担当者を受入れ、日本の産業振興策や中小企業育成策等の研修を行うとともに、ロシアに講師を派遣し、我が国企業が海外に進出する際の要件や現地政府に求めるサポート体制やビジネス促進策等についてのセミナーを開催する。

これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

12) 開発途上国等の産業構造の高度化を図り、我が国企業・進出日系企業の取引相手先の選択肢を拡大するため、開発途上国等の輸出産業・裾野産業の技術レベルが実際に向上することを目指して産業育成への支援を行う。案件選定及び目標の設定にあたっては、相手国政府における重要度、現地側の自助努力、支援体制の整備度及び我が国企業・進出日系企業のニーズ、取引の潜在性の高さ、我が国産業との関係を踏まえる。また、JICAやJODC、AOTS等の我が国関連他機関と連携し、プログラム全体の効率性、有効性の向上に努める。

事業を企画・実施するに際しては、我が国と当該国・地域との自由貿易協定締結に向けての動き、東アジアにおけるビジネス圏形成の動き、後発のASEAN加盟4カ国（CLMV諸国）の経済発展の動向等を踏まえて実施する。

さらに、事業実施成果や対象国産業の技術レベルの向上度合い等を評価するための関係企業・団体等との意見交換の枠組みを整備する。

13) アジア地域においては、各国で有望な輸出産業の育成と、現地日系企業の部品調達を支援するための裾野産業育成を専門家の派遣を中心に行う。また、パキスタンにおいては、経済・産業復興支援のため、自動車部品産業の技術力向上のための「センター構想」への支援及び現地日系企業と協力したパキスタン政府への政策提言策定支援を行う。さらに、JICAからの受託を実施し、プロジェクト型技術協力の一環として、インドネシアの地方の貿易研修・振興センターの機能強化支援を行う。

(輸出産業育成のための具体的プログラム)

- ・タイ「一村一品運動への協力」プログラム
- ・インド「バイオテクノロジー分野の日印ビジネスマッチング」プログラム
- ・フィリピン「コンピュータソフトウェア分野における我が国からのアウトソース拡大」プログラム
- ・インドネシア「地域拠点振興（木工家具・建材）」プログラム
- ・ミャンマー「海外有望産品（木製品）紹介」プログラム
- ・パキスタン「自動車部品ベンダーキャパシティビルディング」プログラム
- ・パキスタン産業復興政策提言及び対パ投資・輸出促進プログラム
- ・有望産品・地域横断比較（ソフトウェア）プログラム
- ・有望産品・地域横断比較（雑貨素材）プログラム

(裾野産業育成のための具体的プログラム)

- ・タイ進出日系企業部品調達支援プログラム
- ・マレーシア進出日系企業部品調達支援プログラム
- ・フィリピン進出日系企業部品調達支援プログラム
- ・インドネシア地域拠点振興（金属加工）プログラム
- ・ベトナム進出日系企業部品調達支援プログラム
- ・インド進出日系企業部品調達支援プログラム
- ・ベトナム現地部品調達・企業間アライアンス支援プログラム

14) 中南米地域においては、「食品」分野の育成に重点を置く。特に最近国内外で注目を集めている「有機食品」分野の育成に取り組む。また、メキシコにおいては日系自動車メーカーの部品調達を容易にするための支援を行う。

(具体的プログラム)

- ・南米「有機食品」産業育成プログラム

- ・中米「有機食品」F/S産業育成プレプログラム
- ・アンデス「新食材」産業育成プログラム
- ・アルゼンチン・ウルグアイ「ワイン」産業育成プログラム
- ・アルゼンチン「マテ茶」産業育成プログラム
- ・パナマ「食品」F/S産業育成プレプログラム
- ・キューバ「バイオ」双方向ビジネス交流プログラム
- ・中米「観葉植物」産業育成プログラム
- ・メキシコ自動車分野の裾野産業形成プログラム

15) アフリカ地域においては、食品分野に重点を置き、各国における輸出可能性が高い品目を育成する。また、南アフリカにおいては食品に加え、「自動車部品」産業の育成を行う。

(具体的プログラム)

- ・南部アフリカ「加工食品（果実製品等）」産業育成プログラム
- ・東アフリカ「食品（スパイス）」産業育成プログラム
- ・東アフリカ「食品（紅茶）」産業育成プログラム
- ・コートジボアール「農水産物加工品（油脂加工分野）」産業育成プログラム
- ・ナイジェリア、ガーナ「農産物加工（ヤム・キャッサバ等）」F/S プレプログラム
- ・南アフリカ「自動車部品」産業育成プログラム

16) 大洋州においては、平成12年に開催された「太平洋・島サミット」で発表された「宮崎イニシアティブ」の枠組みに沿って、太平洋島嶼国の「加工食品」、「観光周辺商品（土産物、伝統産品）」分野の産業振興のため専門家の派遣や研修員等の受入れを行う。

(具体的プログラム)

- ・太平洋島嶼国産業振興プログラム

17) 中東地域においては、「食品産業」を中心に輸出産業の育成を行う。また、JICAからの受託を実施し、プロジェクト型技術協力の一環として、エジプトにおいて貿易研修センターの機能強化支援を行う。

(具体的プログラム)

- ・エジプト「ハーブ」産業育成プログラム
- ・トルコ「加工食品」産業育成プログラム

18) 欧州、CIS地域については、加工食品、繊維、家具分野での産業育成を製品改良専門家の派遣を中心に行う。

(具体的プログラム)

- ・中東欧諸国の「加工食品」産業育成プログラム
- ・中央アジア「繊維」産業育成支援プログラム

19) 上記の食品関係プログラムのみならず開発途上国全体を対象として、開発途上国からの要望が強い「FOODEX」(我が国最大の食品専門見本市)への各国からの出展を支援する。

(具体的プログラム)

- ・ 途上国食品産業育成支援プログラム

④地域の国際化による地域経済活性化の支援

1) 我が国地域の国際化を通じた経済活性化のため、我が国地域と諸外国地域の間での特定産業の経済交流支援を行う(ローカル・トゥ・ローカル事業)。具体的には、国内外の産業集積に着目し、①産業創出②技術・ノウハウ導入③海外販路拡大④対日投資⑤開発輸入⑥都市・地域再生の6つの観点から、交流目的や交流計画が明確で、対象地域双方に相互補完的なメリットがある40の案件(平成15年度新規30案件)を選定し、海外出張調査、ミッション派遣・受入れ、専門家派遣・招へいを我が国地方自治体、関係団体と協力して実施する。

2) 産業創出の観点では、相手地域の産業特性を相互に研究することにより、新たな産業やベンチャービジネスが創出される可能性が高い案件を重視し実施する。

(具体的プログラム)

- ・ 神奈川県横浜市－米国・サンディエゴ市(バイオテクノロジー関連産業)
- ・ 北海道恵庭市－ニュージーランド・ティマル地方(ガーデニング関連産業)
- ・ 福島県－スウェーデン(医療・福祉機器分野)
- ・ 栃木県鹿沼市－イタリア・ミラノ市(精密金属・微細加工)
- ・ 石川県－韓国・大邱広域市(IT分野・デジタルコンテンツ等)
- ・ 京都府－スイス・ジュネーブ(バイオテクノロジー)
- ・ 福岡県－スコットランド・アルバ地域(システムLSI)
- ・ 福岡県北九州市－ドイツ・ヘッセン州(エコ都市計画・エコ建築デザイン)
- ・ 長崎県長崎市－韓国・大田広域市(情報関連産業)

3) 技術・ノウハウ導入の観点では、現在競争力の面で苦戦している我が国の地域地場産業が諸外国の技術・ノウハウを導入することにより、伝統技術を活かした商品開発や新たなビジネス展開の可能性が高い案件に重点を置く。

(具体的プログラム)

- ・ 神奈川県川崎市－ドイツ・ノルトラインヴェストファーレン(NRW)州(福祉関連産業)
- ・ 新潟県燕市－イタリア・ルメザーネ市(金属ハウスウェア/金属加工製品製造)
- ・ 富山県－イタリア・ミラノ市(工業デザイン分野:日用品・インテリア等)
- ・ 三重県－ドイツ・ベルリン市周辺地域(医療・健康・福祉)
- ・ 兵庫県神戸市－イタリア・ミラノ市(製靴産業)

- ・香川県－フランス・ローヌアルプ地域（家具製造業・家具デザイン）
- ・熊本県熊本市－フランス・パリ市周辺およびブルゴーニュ地方（食品バイオ産業）
- ・岩手県－スウェーデン（木質バイオマス利用／普及）
- ・新潟県上越市－ニュージーランド（木材加工産業）
- ・福井県－フランス・リヨン市（産業資材用繊維：テクテキスタイル）
- ・香川県小豆島－スペイン・アンダルシア地域（オリーブ産業）
- ・山梨県勝沼町－南アフリカ・西ケープ州（ワイン産業）
- ・大阪府－イタリア・北部地域（デザイン関連事業）
- ・広島県福山市－デンマーク・コペンハーゲン市（福祉用具関連産業）
- ・大分県日田市－イタリア・ポルデノーネ県（家具産業）
- ・鹿児島県－オーストラリア・西オーストラリア州およびその周辺（食の安全性と品質向上）

4) 海外販路拡大の観点では、高い技術を保有しながらも、途上国産品の参入等により競争力を失ってきている地域産業が、経済交流を通じて相手国の市場に参入できる可能性が高い案件に重点を置き実施する。

（具体的プログラム）

- ・長野県坂城町－中国・上海市（機械金属鋳業）
- ・山形県－中国・黒龍江省を中心とした地域（農業機械関連開発・製造業）
- ・静岡県－ロシア（緑茶）

5) 対日投資の観点では、該当産業が集積している諸外国地域との交流を深めることにより、我が国への投資に繋がる案件に重点を置く。

（具体的プログラム）

- ・大阪市を中心とした近畿地方－英国・スコットランド地域（医療福祉機器：バイオテクノロジー分野）
- ・神奈川県横須賀市－デンマーク・北ユトランド県（IT産業研究開発）
- ・愛知県瀬戸市－フランス・リモージュ市（セラミックス関連産業）
- ・大阪府－メディコンパレー（デンマーク及びスウェーデンの一部）（バイオ・医療関連産業）
- ・福岡県北九州市－米国・シカゴを中心としたイリノイ州（環境産業分野）

6) 開発輸入の観点では、高い加工技術を持つ諸外国地域と連携・技術提携することにより我が国地域の「ブランド」商品を共同開発し、最終的に我が国に輸入できる可能性が高い案件に重点を置く。

（具体的プログラム）

- ・埼玉県都幾川村－リトアニア共和国ウクメルゲ市（木製建具製造）

7) 都市・地域再生の観点では、都市・地域運営の面で同様の課題を持ち、それを克服した海外

の先進事例をもつ地域と交流することにより、先進事例を学び同様に課題を克服できる案件を中心に実施する。

(具体的プログラム)

- ・ 福島県いわき市－ドイツ・バーデンビュルテンベルク州 (観光関連産業)
- ・ 愛媛県－オーストラリア東部地域 (クイーンズランド州) (福祉機器製造・サービス産業)
- ・ 新潟県上越市－アイスランド (環境エネルギー)

8) 施策の対象者への施策情報の浸透と施策の活用を図るため、機構が我が国企業に提供するサービス全般について、機構自身の広報媒体のみならず、地方経済産業局を始めとする関係者のホームページ、メールマガジンや各地域における施策説明会の開催等も通じて、施策を利用する者の立場に立った、分かりやすくきめ細やかな事業のPRを実施する。

9) 産業クラスターに属する地域企業の販路開拓等を支援するため、産業クラスター計画の各種事業に協力機関として参加し、産業クラスターの有する地域の産学官の幅広い人的ネットワークを活用することにより、有望な地域の中堅・中小企業による輸出、技術交流、海外企業との連携案件の発掘に努めるとともに、国内の産業クラスターと海外の産業集積との交流のニーズ把握を行う。

これらの事業を通じ、本事業の利用者 (LL事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む。) に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動

① 海外経済情報の収集・調査・提供

【情報の収集・調査】

- 1) 海外調査の実施に際しては、我が国企業への新たなビジネスのヒントやリスク回避に役立つ情報の提供に注力する。
- 2) 顧客が求める情報ニーズに応じた調査を行うため、TIC (貿易投資相談案件 DB)、機構利用者のアンケート結果、ジェトロ海外情報ファイルのログ分析等によって企業の情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる仕組みを確立させるとともに、外部評価も加えた調査成果の評価手法を確立する。
- 3) 平成15年度においては、4) 以下の継続的な情報収集・調査に加え、「FTA 関連」、「輸出支援関連」、「農林水産・食品関連」等を切り口とした調査を実施する。

(具体的な調査タイトル)

- ・ 東アジア自由ビジネス圏企業活動支援調査
- ・ FTA をめぐる米国内産業の反応と政府の対応に関する調査
- ・ 汎欧州事業戦略と中・東欧における事業環境の変化
- ・ 中南米の FTA と企業活動調査
- ・ 中国の内販促進調査
- ・ 欧米企業による対ロシアビジネス実態調査
- ・ NEPAD 域内開発プロジェクトの概要と民間部門の参加動向調査
- ・ タイ・マレーシアの食品市場調査
- ・ 米国と英国の農政・輸入制度に関わる調査
- ・ 米国の遺伝子組み替え農産物・食品の現状及びフランスの環境尊重型農業等食品の安全性に関わる調査
- ・ 貿易・投資関連調査（国際商品貿易、サービス貿易、直接投資動向、アジア地域における消費者動向、外資系企業の意識調査等）

特に、FTA 関連については「東アジア自由ビジネス圏」構想を積極的に推進する見地から、東アジアの産業集積地における企業単位のサプライチェーン（開発、調達、生産、販売）の実態と課題を調査する。あわせて参考となる先進地域経済統合の事例研究に重点を置く。

- 4) 諸外国における基礎情報の収集については、顧客ニーズを踏まえ、ビジネス実務に役立つ貿易投資・環境・競争・消費者保護・規格基準・法務・税務・労務・会計・知的財産権等の制度関連情報、産業・市場・商品情報、技術情報、引合い情報に重点をおく。また、東アジア地域においては「東アジア自由ビジネス圏」形成の観点から、①政府ベースの円滑な FTA・EPA 交渉に寄与することをねらいとして、我が国企業及び現地日系企業等の貿易・投資の具体的なビジネス上の障害事項の実態・改善要望の把握、②人、モノ、カネの自由な移動を保証する FTA 等の地域経済統合の取り組み状況、③地域統合を睨んだ各国企業の戦略・域内分業の動向、の 3 つの視点に重点を置く。

海外の各々の事務所について年間の基礎的情報収集・調査執筆計画を作成するとともに、その実績（報告件数、内容）を評価して基礎情報収集費の予算配賦額等に反映させる。

- 5) 企業の海外ビジネス戦略策定に資するため、「進出日系企業実態調査」を引き続き実施する。実施にあたっては効率性を高めるため平成 14 年度から導入したウェブサイトによる調査の精度を高めるための改善を施す。
- 6) 諸外国での事業活動に要する基本的なコスト比較を行う「投資関連コスト比較調査」を引き続き実施する。また、コスト形成に影響を与える税制等各国制度の実態についても調査する。
- 7) アジア諸国の進出日系企業の短期景況感を継続的に把握するため、「アジアクイック DI 調査」を引き続き実施する。調査対象国・地域は従来のアセアン 5 カ国に平成 14 年度から中国、韓国、

台湾を追加したところであるが、平成15年度は、中国、韓国、台湾の回答対象企業を拡充するとともに、回答率の向上に努める。

8) 諸外国との産業・技術交流を円滑に進めるための参考として、経済産業省からの受託費（海外技術動向調査）を実施して、各国における技術動向や産業技術政策に関する情報を引き続き収集・調査する。また、海外でのハイテクベンチャー関連の人的ネットワーク（インキュベータ、TL0、ベンチャーキャピタル等）や産業概況の情報収集を行う。

平成15年度は、これまでの米国、欧州に加え、急速にベンチャー起業環境が整ってきたアジアを対象国とするとともに、AABI（Asian Association of Business Incubation）についての事務局機能を担い、また、具体的人材・技術交流にインキュベーションを活用していく。

9) 上記の他、地域横断的な産業調査、WTO加盟主要国の通商政策・対日政策に関する情報収集、各国の安全保障貿易規制制度調査、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。また、経済産業省からの受託により、主要国における石油流通の現状やエネルギー政策に関する調査、主要国の原子力政策や世論動向等に関する調査等を行う。さらに、農林水産省からの受託により、海外の農産物の生産、価格、農業施策、貿易動向に関する調査、開発途上国の農林水産物の生産・加工実態や主要先進国の農林水産物需要動向・貿易制度等の調査等を行う。

10) 顧客が求める情報ニーズを把握するため、日々の問合せの分析やウェブサイトのアクセスログ等を分析する等一層の体制整備を行う。

11) FTA・EPAの分野においては、機構は、これまで日・韓、日・墨、日・チリ等のFTA構想の産学の報告取りまとめ等に大きな貢献を果たしてきた。今後も下記【情報提供】3) 4)のFTA関連調査の結果も踏まえ、適時、政策提言を経済産業省等政府関係当局に行っていくとともに、必要に応じ、公表していく。

12) 外資誘致を主眼とする対日アクセスの促進を目指した調査を行なう。調査の内容については、経済産業省、内閣府等政府関係機関への説明を積極的に行なうとともに、ウェブサイト、出版物等の媒体や講演会等を通じて広く公表する。（2.（1）①6）再掲）

【情報提供】

1) 機構が収集・調査した情報をその内容や想定される顧客（ユーザー）層に応じて、ウェブサイト、電子メール、紙媒体、映像媒体、セミナー等の各種媒体を通じて提供する。その際、既存の媒体の統合・廃止を含めた見直しを行う。（なお、ウェブサイト（開発途上国経済研究活動に係るものを除く。）へのアクセス件数（ページビュー）については、内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図り、和文・英文あわせて、平成15年度1年間（平成15年4月～

平成16年3月)で3511万件とする。)(平成14年度実績推計 年間3419万件)。また、それ以外の情報については、受益者負担拡大の観点から、原則として有料提供とする。

- 2) ウェブサイト上で「ジェトロ海外情報ファイル」(「貿易投資相談Q&A」を含む)、「TTPP」、「J-messe」等を運営する。

イ ユーザーにとってわかりやすい、利用しやすいものとするため、ウェブサイトの画面構成の再編及び類似コンテンツの整理・統合等を行う。このため、早期に基本方針及びその後の作業スケジュール(アクションプラン)を確定する。

ロ 世界61カ国・地域の基礎データ、貿易為替制度、各種統計等を横断的に閲覧できる「ジェトロ海外情報ファイル」については閲覧者が容易な操作で求めている情報に到達できるよう、表示の改修を行う。また、同ファイルの一部であり、我が国中堅・中小企業から寄せられる貿易投資相談の具体的事例をQ&A形式にまとめた「貿易投資相談Q&A」については、制度等の変更等に合わせて更新するとともに、最近ニーズが高まってきている輸出事例(自動車部品、繊維製品等輸出有望品目に係わる各国輸入制度・規制情報等)及び中国の機械、電機・電子分野等の輸出制度・規制情報等を新規案件として追加する。

ハ 貿易・投資・技術提携にかかわる引合い情報を体系的に管理し、我が国企業の国際ビジネスのパートナー探しをウェブサイトにより支援する「TTPP」は、新規登録案件数の約8割が海外からのものとなっているため、平成15年度は日本企業の利用(登録)拡大に重点を置く。具体的には、個別の業界との連携を図りつつ、産業・商品分野の特集ページを充実させる等改良を行う。

ニ 開発途上国製品の対日アクセス支援のツールとして開発された仮想見本市は、「TTPP」と内容が重複する部分があるため、顧客の利便性等を考慮し、将来的なデータベースの一本化の検討を進める。

- 3) 情報提供の迅速化及びコスト削減を図るため、紙媒体として提供してきた「通商弘報」をできる限り早期に電子化(有料のウェブサイト+新着情報のメール配信)する。その際、現在電子メールによって配信している「ワールド・アイ」は電子版「通商弘報」に統合する。また、引き続き紙媒体での情報提供を希望する購読者が多い場合は、追加料金によるFAX配信を検討する。

- 4) 上記のほか、出版物として、「ジェトロセンサー」、「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、「トレードフェア・ワールド」、「Japan Trade Directory」や各種単行書等を制作・提供する。これら出版物についても、発行形態や財源の見直しを進める。

- 5) 現在、日経 CNBC、東京MXテレビ及びインターネットで提供している映像メディアによる情

報提供については、平成15年度は、他の情報媒体と連携した特集や、各種事業の広報・成果普及に活用する。

- 6) セミナー、シンポジウムとしては、東アジアで実態的に進展する経済統合の動きを明らかにする独法化記念シンポジウム、APEC加盟国のビジネス関連情報を提供するための「APEC フォーラム」、海外の食品産業等の先進事例を紹介して国内食品産業の高度化を支援する「農水産国際シンポジウム（食の安全）」、機構が収集した見本市ビジネスに関する情報を提供し、見本市産業の活性化の課題を討議する「見本市・イベント研究会」「日本展示会・見本市統計機構（仮称）推進協議会」等を開催する。
- 7) 開発途上国からのミッションへの受入れ協力を行う。また、地方自治体からの受益者負担を得て、これまで機構が収集した開発途上国のサンプルの展示会を地方都市で開催する。
- 8) WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」に基づく照会所（Inquiry Point）として、国内の規格・制度に係る情報を引き続きウェブサイト及び通商弘報で提供するとともに、内外のスタンダード情報サービスを行う。
- 9) 日・シンガポール経済連携協定（JSEPA）の下でのシンガポール政府との覚書に基づき、引続き貿易投資相談 Q&A の英語版をウェブサイトで提供する。また、ATPFでの機構の提案に基づき、ATPFのウェブサイトを通じて J-messe の見本市情報を提供する。

【貿易投資相談】

- 1) 我が国企業の経営判断に役立つ情報を提供することを目指して、貿易・投資相談業務と専門図書館の運営を行う。
- 2) 本部での貿易投資相談業務については、相談者の求める多様なサービスに対応できる体制の整備を進める。具体的には専門性の高い技術分野のアドバイザーの活用、取引のトラブルに関する相談機能強化のための日本商事仲裁協会との連携、海外簡易情報照会・受託調査等による個別案件への対応強化を図る。また、高度な専門的コンサルティングや貿易実務の代行の要望にも対応するため、弁護士・会計士・認定貿易アドバイザー等の外部専門家の登録・紹介サービスについて検討する。
- 3) 海外での相談案件の入力や登録データ検索方法の研修実施等、TIC「貿易投資相談案件 DB」を充実させることにより、情報共有化、貿易投資相談の迅速化、内容の平準化を一層進める。
- 4) ビジネスライブラリーは、我が国企業と機構が接するフロントライン及び組織内の情報インフラとして、利用者ニーズを反映した資料の収集を行う。具体的には、継続資料としての各国制

度、ダイレクトリ、統計等に加えて、要望の多い中国関係資料の収集や、電子資料の充実を図る。また、国内外事務所等での情報提供を支援するため、貿易投資相談部門との一体化によるレファレンス機能の強化を行うとともに、ダイレクトリ、統計の電子資料のネットワーク利用契約（イントラネットでの利用を許諾する契約）を進める。

5) 本部、大阪本部、国内事務所（貿易情報センター）に加え、地方の中堅・中小企業の相談窓口として、「情報デスク」及び「FAZ 支援センター」を引き続き運営する。また、「ビジネス・サポート・センター（BSC）」については、平成15年度末をもって閉鎖する。なお、大阪、名古屋においては、対日投資のワンストップセンターの新設を検討する。また、福岡で運営している BSC は、対日投資を中心に活用することを検討する。

6) 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有する人材を認定する「貿易アドバイザー認定制度」を引き続き実施する。平成15年度においては、潜在的な受験者が多いと見込まれる地方自治体、同関連団体、地方の商工会議所等の職員をターゲットとして制度の広報を行う。その際、本制度が他の貿易実務検定試験と比較しても最もハイレベルであること等、その信頼性を積極的にアピールし、更なる受験者層の掘り起こしを行う。本制度の運営経費については、経費の削減とともに、受験料や資格更新研修受講料の引き上げ等により受益者負担を拡大する。

7) 「貿易実務オンライン講座」については従来の「基礎編」に加え、貿易実務の中級者向けのより高度な知識、ノウハウを学習させる「応用編」を開発する。引き続き受講者の受講料による100%受益者負担で行う。また、個別企業訪問や貿易投資相談等の場での個別紹介等、積極的な広報を行い受講者を拡大する。これにより、平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で1、138人の受講者を確保する。（平成14年度実績 1、102人）さらに、地方の中堅・中小企業を対象に、一般的な貿易実務を習得させるため、国内各地で貿易実務講座を開催する。実施にあたっては地方自治体や関連団体と連携し、経費面での効率化を進める。

これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

②海外への情報発信

1) 我が国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、北米、欧州、アジアを中心とした諸外国の企業等に対し、日本とのビジネスに関心を喚起させ、日本とのビジネスの魅力を理解せしめるための情報発信を行う。

2) 情報発信の具体的な内容は以下の5つのテーマを中心とする。

- ・我が国の経済構造改革、規制緩和等政府施策の動向

- ・上記の結果生じている我が国市場の変化と新たなビジネスチャンス
- ・外国企業の対日ビジネス成功事例
- ・我が国の優れた技術や商品・サービス、活力ある中小企業の事例
- ・我が国の主要な市場（産業）の動向

- 3) 海外事務所においては、機構職員（駐在員）自らが情報発信の内容とターゲット（対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて情報発信を行う。本部においては海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するため、2)についての広報素材を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供する。
- 4) 本部による情報発信の手法としては、英文ホームページをその中心と位置付け、分かりやすさ・効率性・質的な充実を目指したウェブサイトのリニューアルを進めていく。また、経費削減やセキュリティ強化等の観点からの海外事務所ウェブサーバーの本部一元化を可能なものから進めていく。
- 5) 海外で報道される日本経済に関する悲観的なニュースの出所の多くが在日外国プレスであることから、本部において、プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、新たにメール配信等を通じ、同プレスに対する情報発信を強化し、日本の活力ある面をアピールする。
- 6) さらに海外で開催される主要な見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信のため、ジェットロブスを出展し、パネル、パンフレット、ビデオ等を活用した情報発信を行う。
- 7) エビアン会議、ダボス会議、ATPF 等グローバルな経済関連国際会議や日伊ビジネスグループ会合、日豪経済合同委員会、日本・米国南東部会、D J W等の有効な二国間会合への理事長・副理事長を始めとする役員の参加を通じて、情報発信する。また、海外からの有力者招へいや海外におけるオピニオン・リーダーおよびビジネス・リーダーとの交流を深め、人的ネットワークの維持・拡大を通じ、情報発信のための基盤整備を図る。とりわけ、機構は平成15年4月から2005年3月までのAPEC貿易促進ワーキンググループ（APEC域内の貿易促進のため、貿易見本市・セミナー等の具体的なプロジェクトの実施、貿易促進に関する知見の共有等が目的）の日本代表として当該ワーキンググループの議長を務めることになっている。この場を通じて、APEC域内の貿易促進事業に関する議論を積極的にリードし、他国政府・関係機関との緊密な連携や協力の基盤作り（情報共有、人的ネットワークの確立）を行う。
- 8) 海外における対日ビジネスへの関心を高めるための一手法として、日本語学習についての関心が高いロンドンとアトランタにおいてビジネス日本語スピーチコンテストを実施する。
- 9) 2005年愛知万博の開催に関わる支援を行う。

10) 政府レベルにおいて訪日外国人旅行者数の拡大のため幅広い観点から我が国の観光立国としての基本的なあり方の検討が開始されている（観光立国懇談会）。この検討の結果、政府・関係機関が一体となって日本への観光客誘致のキャンペーンを行う枠組みが構築される場合には、機構としても海外のビジネス関係者を主たるターゲットとして積極的にこれに取り組むものとする。

③我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

- 1) 海外へのミッション派遣、国内でのセミナー開催等により投資環境等海外事業活動を展開する際に必要となる情報を提供する。
- 2) 我が国企業の海外での円滑な事業展開に資することを旨として、海外における我が国企業や進出日系企業からの問い合わせ・相談への対応を行う。
- 3) 中国におけるネットワーク強化に応じ、これらと海外投資アドバイザー、法務・労務・税務のリテイン、東京本部との連携を強め、進出日系企業等の中国ビジネスを効果的に支援する。
- 4) 日本企業が多く進出している東アジア地域を中心に、専門のアドバイザーを配置するとともに、法務・労務・税務の外部専門家をリテインし、進出日系企業や我が国中堅・中小企業からの専門的な問い合わせに対応する。さらに、バンコク、シンガポール、マニラにおいて海外ビジネス・サポート・センター（海外 BSC）を運営する。
- 5) 今後の我が国企業の海外での円滑な事業展開に資するよう、日本企業が多く進出している東アジアを中心に日本企業の窓口的役割を果たす現地投資誘致機関・部局等に従事するスタッフを招へいし、研修を行う。
- 6) なお、具体的な海外進出案件の事前調査等への支援は、今後は、個別企業の要望に応じたサービス（有料のものを含む）の提供を行う。
- 7) 開発途上国等における各種制度の整備・運用の改善が実現することを旨として本活動を行う。協力対象の選定にあたっては、相手国政府の要望と当該国で活動する我が国企業（日系企業を含む）への裨益度を勘案して決定する。平成15年度は、特に「東アジア自由ビジネス圏構想」を踏まえ、アセアンを中心とした東アジアにおける支援に重点を置く。
- 8) エネルギー・環境分野については、政府間の政策対話の枠組みが構築されているタイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ベトナムおよびインドに対し、当該諸国のエネルギー・環境政策の段階に応じ、制度構築への協力をを行う。具体的には、指導専門家の派遣、研修生の受入

れ、現地でのセミナー開催を組み合わせる。また、中小企業政策の分野については、イランに対して支援を行う。

(具体的プログラム)

- ・タイ・公害防止管理者制度導入協力プログラム
- ・タイ・リサイクル制度導入協力プログラム
- ・フィリピン・環境技術普及協力プログラム
- ・フィリピン・省エネルギー普及協力プログラム
- ・マレーシア・リサイクル制度導入協力プログラム
- ・マレーシア・エネルギー管理者制度導入協力プログラム
- ・インドネシア・環境基準（産業排水）遵守・改善協力プログラム
- ・ベトナム・省エネルギー及び環境管理制度普及協力プログラム
- ・インド・省エネルギー及び鉄鋼産業環境管理ガイドライン導入協力プログラム
- ・イラン・中小企業育成支援プログラム

9) 中国における構造的な問題である3E（環境、エネルギー、経済）に対する処方箋検討の一環として、機構では経済分野について1999年以来取り組んできたが、平成15年度はこのプログラムの最終年として、実際的な成果につながるよう取り組む。中国の学識経験者等による具体的な政策提言を行い、それらの提言が中国の経済産業政策に現実に反映されることを目指す。

(具体的プログラム)

- ・中国の経済構造改革支援プログラム

10) 我が国企業が海外でビジネスを円滑に展開するには、当該国の経済法制度がWTO等の国際ルールに従って整備されるとともに、透明性のある形で運用されていなければならない。近年アジアにおいては模倣品やコピー商品等の知的財産権侵害による被害が拡大してきており、これらへの対応が不可欠である。そこで、各国工業所有権情報収集事業の実施にあたっては、中国、韓国、タイ等のアジア地域をはじめとする海外において、知的財産権関連法規の整備・運用状況や模倣品への対応策を調査し、その結果をセミナーや各種媒体で知的財産権問題を抱える我が国企業（日系企業を含む）に積極的に情報提供するとともに、相手国における知的財産権保護に関する制度・運用が改善されることを目指す。

(具体的プログラム)

- ・知的財産権保護プログラム

11) その他、開発途上国の制度整備に資する専門家派遣事業（貿易投資円滑化支援事業）においては、東アジア諸国等の制度整備への協力をを行う。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(3) 開発途上国経済研究活動

① 開発途上国に関する調査研究

- 1) 研究課題への柔軟な対応および研究情報の共有化を図るため研究組織をテーマ・地域別にグループ化して再編する。また、中期的および各年度の研究課題の選定、機動研究、受託研究等を審議するため、研究企画委員会のメンバーを増やす等、その機能を強化する。
- 2) 外部ニーズを把握するため、各界有識者（大学、民間研究機関、政府関係省庁、経済協力機関、民間企業・経済団体、途上国有識者）に対して行った途上国を巡る研究ニーズの変化、動向に関するアンケート調査（定点観測ネットワーク）の結果を平成16年度の研究課題設定にあたって活用する。
- 3) 研究の成果物は、厳格な査読制度の下で審査を行い、質の向上を図る。
- 4) 資源配分の重点化を図るため、研究テーマを重点研究、プロジェクト研究、機動的な研究、基礎研究に分類し、重点研究、プロジェクト研究に最優先に予算を配分する。
- 5) 重点研究（中国の経済発展がアジアに及ぼす影響、アジア域内における自由貿易圏形成等、テーマの重要性に鑑み、研究所が総力を挙げて取り組むべき研究）

イ アジア域内経済関係展望研究

アジア域内では経済関係の緊密化とともにFTA交渉を巡る動きが加速している。台頭する中国と東南アジア及び南アジアとの関係を貿易投資・経済協力の実態を通して分析するとともに、今後のアジア域内の経済関係に及ぼす影響について研究する。

（具体的研究課題）

- ・ 中国＝南アジアにおける貿易投資・経済協力関係
- ・ 中国＝東南アジアにおける貿易投資・経済協力関係

ロ CLMV 開発展望研究

アセアンに加盟したカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV諸国）が地域経済統合参加によって政治、経済、社会の諸側面において生ずる課題について調査研究を行い、今後の発展の展望を試みる。平成15年度はベトナム、カンボジアの他に新たにミャンマー、ラオスを加えて4ヶ国を対象に研究を実施する。

（具体的研究課題）

- ・ 地域経済統合とベトナム：発展の新段階
- ・ アセアン加盟後のカンボジアの社会経済変容
- ・ ミャンマー市場経済化の課題と展望：軍政15年を振り返って

・ラオスの市場経済化：現状と課題

6) プロジェクト研究（複数年に亘って継続的に行う研究）

イ アジア各国地域等の経済、政治、社会の動向分析

アジア各国地域等の経済、政治、社会に関するカレントな諸問題について分析を行う。

（具体的研究課題）

・アジア諸国の動向分析

ロ アジア工業圏経済予測

マクロ経済計量モデルの改訂・更新を行い平成15年の経済動向を分析し、経済政策の効果を検討することにより、平成16年における東アジア経済について経済予測を実施する。その成果は「2004年東アジア経済見通し」として12月に公表する。

（具体的研究課題）

・アジア工業圏経済展望（Ⅶ）

ハ アジア諸国の産業連関構造分析

国際産業連関表の作成に係る、統計処理上の技術的な問題点の解決を図るとともに、時系列及び国際産業連関分析手法を開発し、アジアの経済相互依存関係等の実証分析を行って、「2000年アジア国際産業連関表」を作成する。

（具体的研究課題）

・アジア諸国の産業連関構造（Ⅲ）

ニ 貿易統計の収集・整備・応用

国連、OECD、台湾及び香港の貿易統計を収集・整備するとともに、これらを総合した世界貿易統計データベースを作成し、同時にその評価を行い、信頼性を高める研究を行なう。

（具体的研究課題）

・貿易指数の作成と応用（Ⅱ）

ホ アジア経済産業開発分析事業

上半期においては、国別経済協力を資する調査研究等をプロジェクト研究として位置付ける。

（具体的研究課題）

・アジア経済産業開発分析事業

7) 機動研究

年度当初に設定する研究活動ではフォローできない流動化する国際情勢、緊急的な事態に、迅速かつ的確に対応するため、機動分析情報研究を実施する。具体的なテーマは研究企画委員会を随時開催して選定する。

8) 基礎研究

上記重点研究、プロジェクト研究、機動的な研究以外の研究として、以下の経済、政治、社会等に関する基礎研究を実施する。

(具体的研究課題)

- ・ 日本と開発途上国における経済社会変化とジェンダー
- ・ 市場経済転換期の中国の政治過程
- ・ 民主化後のフィリピン：制度改革・政策変化とその影響
- ・ インドネシアの経済再編－構造・制度・アクター
- ・ 東南アジア地域の地域関係
- ・ 東アジア地域における経済の構造変動と人口
- ・ 中東産油国における経済構造の変化と政治・社会的影響
- ・ 中東・中央アジア諸国における政権権力基盤と市民社会
- ・ 現代アフガニスタンの政治と社会
- ・ 教育発展と貧困緩和－ブラジルおよびメキシコ
- ・ ファミリービジネスの経営と革新：アジアとラテンアメリカの比較
- ・ 新興福祉国家における社会扶助制度
- ・ アフリカ経済実証分析の現状と可能性
- ・ アフリカにおける「人間の安全保障」の射程
- ・ アフリカ諸国の「民主化」再考
- ・ アジア・中国の産業集積の競争・協調分析
- ・ グローバリゼーション下のアジアにおける環境政策
- ・ 国際開発と知的財産権
- ・ 移行経済諸国における社会主義の負の遺産と開発
- ・ 開発途上国の為替レート制度
- ・ 開発戦略と貿易政策－エジプトを中心に－
- ・ 中国の地域発展と空間構造
- ・ 移行経済の金融システム構築－法・制度の経済分析のアプローチを中心に－
- ・ 開発途上国における企業統治論と企業法制改革
- ・ アジア諸国の公害規制とエンフォースメント
- ・ 国家の制度能力と産業政策－アジア通貨危機後の再考
- ・ 援助とエンパワメント言説
- ・ 東アジア地域協力の現状と展望－「ASEAN+3」枠組みの活用に向けて
- ・ 中国市場と福岡県中小企業の活性化策

これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

②開発途上国に関する資料収集・情報提供

ア) 研究所図書館

1) 資料・情報の収集

開発途上国専門図書館として、迅速かつ効率的な資料・情報の収集を実施し、適切な蔵書構成を図る。なお、資料・情報の収集にあたっては、海外研究員、現地調査員、海外事務所等の協力を得て効率的な収集に努める。また、アンケート等により利用者のニーズを把握することによって利用頻度の高い資料を収集する。

2) 資料・情報の整備

収集した資料・情報を迅速に整備するとともに、インターネット時代における資料保存のあり方、開発途上国新聞マイクロ化方針の見直し、及び劣化資料の保存対策について検討し、長期的視野に立った適切な保存を行う。

3) 資料・情報の提供

図書館利用者へのサービスの向上を図るため、閲覧サービスの迅速化、遠隔地利用者へのサービスの推進、等の利用者の利便性を高めるために、①OPAC未入力目録の入力推進、②統計資料書誌標準化の推進、③図書館システムの効率的運用及びシステムを利用した情報発信のあり方を検討し、デジタルライブラリー機能の推進を図る。

電子ジャーナルの拡充、図書館ホームページの充実等を行うほか、新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）を提供し、利用者の増加に努力することにより、平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で350人程度の年間利用者数とする。

国立情報学研究所の「メタデータ・データベース」（目録情報のデータベース）へ参加し、研究所図書館のウェブサイト情報のメタデータベース化について検討する。

「発展途上地域日本語文献目録」等の各種書誌情報の作成と提供を行う。

土曜開館拡充の可否の検討、入館手続きの簡素化、書架サインの改善、図書館間相互貸借の拡充を通じて、閲覧者へのサービスの拡充を図る。

これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点以上とする。

イ) 成果普及

- 1) 質の高い研究成果を出版物として継続的、計画的に刊行すると同時に、広く国民に向けた入門書、啓発書の出版を図る。その際は、出版部数の増大による成果普及の拡大のため、ネット販売を強化するとともに外部（民間）出版も検討する。これにより、平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で60点以上の有料出版物発行を実施する。（平成14年度実績 55点）

2) 研究系各部との連携強化によって、多様なニーズに応じたタイムリーな講演会・セミナー等を平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で27件以上開催実施する。（平成14年度実績 24件）

他方、適切な受益者負担を求めつつ、時宜に適ったテーマ、体系的な知見の提供の観点から有料の連続講座や講演会を開催し、講演会等の聴講者に対するアンケートにより、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

3) 広範かつ即時的な研究情報の提供、より効率的な成果普及を図るため、ウェブサイト上での無料公開を進める。ITによる情報発信を強化するためホームページの掲載内容をより一層充実し、ウェブマスターを配置する等企画、コンセプトの統一を図る。これにより、平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で205万件のアクセス件数（平成14年度実績 約200万件）、38,000件以上の論文等のダウンロードとする。

4) 法人及び個人賛助会員サービスに関するメニュー化等選択肢を広げることにより会員の維持、新規獲得を図る。

③開発途上国に関する研究交流・人材育成

【研究交流】

1) 研究交流等を通じて海外研究機関との国際ネットワークの構築を図り、開発途上国研究交流の拠点となるべく、コンピュータや図書館施設の提供により、内外の研究者が研究所資源を利用できる体制を整える。研究インフラ利用者へのアンケート調査による評価で、4段階評価で上位2段階を占める割合が7割以上とする。

2) 海外客員研究員の受入れについては研究事業との関連性を考慮して効果的、効率的に行う。また、他機関等の財政負担による海外客員研究員、海外短期訪問研究者、インターンシップ生も積極的に受入れ、研究所事業活動に活用を図る。

3) 国際的な研究機関会合やシンポジウムの開催、世銀、IMF等の国際会議への参加、研究会単位の海外共同研究及びワークショップ等プロジェクトの共同化を推進し、研究成果の質と幅を向上させる。平成15年11月には、「東アジア経済連携シンポジウム」をジェトロ本部と連携して開催する。共同プロジェクト実施件数については、平成15年度1年間（平成15年4月～平成16年3月）で60件以上とする。（平成12年度～14年度実績 年平均約55件）

【人材育成】

- 1) 研究所の途上国研究に関する蓄積を生かし、国内研修・海外留学を通じて経済開発・社会開発に寄与する開発専門家の育成を行う。
- 2) アジア地域の開発途上国において経済開発等の業務に従事する政府機関の中堅行政官を日本に招へいし、研究所の途上国研究の蓄積を生かして研修を行い、当該業務を担当する行政官の能力の向上を図る。
- 3) 過去の研修修了生に対してセミナー及びフィールドスタディ等の再研修を行い、修了生の一層の能力向上を図ると同時に、ヒアリング等の継続的な交流を行うことによって、アジア開発途上国の開発行政機関等との人的ネットワークの構築を図る。
- 4) 特定の課題について集中講義を行うため、国際機関、先進国及び開発途上国の大学院等から客員教授を招へいする。
- 5) 途上国サイドの要望を踏まえて研修対象者、教授科目、期間等について見直しを行う。

これら研修事業について、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携

両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を推し進める。また、研究会への相互参加、講演会・セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両部門の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

平成15年11月には、「東アジア経済連携シンポジウム」をジェトロ本部と連携して開催する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

4. 短期借入金の限度額

8、079百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3か月分を短期借入金の限

度額とする。

5. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし。

6. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 職員教育の充実
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

①出資金の運用により運営している輸入促進施設の見直しを円滑に進めるため、関係自治体等と事前に協議を行う。

②機構の業務を効率的かつ効果的に推進していく観点から、研究所の土地を購入する。また、老朽化のため最低限必要な本部の移転等の実施を検討する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
アジア経済研究所用地購入	1,720	出資金
[注記] 金額については、見込みである。 なお、上記のほか、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い等を勘案した設備の整備、改修等が追加されることがありうる。		

（2）人事に関する計画

①職員の専門性の向上

研修制度を再構築し若手職員への語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。さらに、地域・国別、知的財産等のテーマ別、展示、財務等の業務別の専門家育成を図る。また、民間企業との人事交流を積極的に行い民間手法や顧客対応能力を修得することにより、サービスの向上を図る。

研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者とし

てのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

②採用形態の多様化

専門性を有する人材の採用により、組織の活性化や組織目標の達成を図る。新卒、中間採用（社会人）に加えて、新たに任期付採用及び外国人採用制度を導入する。

○予算(平成15年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	14,769
国庫補助金収入	1,799
受託収入	4,335
うち国からの受託収入	4,076
うちその他からの受託収入	259
業務収入	2,962
その他の収入	1,095
計	24,961
支出	
業務経費	19,321
受託経費	4,087
一般管理費	1,552
計	24,961

○収支計画(平成15年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,096
經常費用	24,095
貿易・投資振興業務費	15,810
開発途上国経済研究活動業務費	2,548
受託業務費	4,087
一般管理費	1,502
減価償却費	148
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	24,102
運営費交付金収益	14,711
国庫補助金収入	1,799
国からの受託収入	4,076
その他からの受託収入	259
業務収入	2,962
その他の収入(雑収入)	147
資産見返負債戻入	148
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	6
目的積立金取崩額	0
総利益	6

○資金計画(平成15年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,473
業務活動による支出	23,947
貿易・投資振興業務費	15,810
開発途上国経済研究活動業務費	2,548
受託業務費	4,087
その他の支出	1,502
投資活動による支出	1,013
有形固定資産取得による支出	1,013
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	11,512
資金収入	36,474
業務活動による収入	24,013
運営費交付金による収入	14,769
国庫補助金による収入	1,799
国からの受託収入	4,076
その他からの受託収入	259
業務収入	2,962
その他の収入	147
投資活動による収入	12,460
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0